

合意書

改定2版(アンダーライン部追加)

国保匝瑳市民病院(以下、甲という)と保険薬局 名称: _____

(以下、乙という)は、乙の保険薬局における甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

【記】

1 院外処方箋における疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

詳細については国保匝瑳市民病院 院外処方箋における疑義照会プロトコール参照

- ① 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更(変更不可は除く)
- ② 成分名が同一の銘柄変更(変更不可は除く)
- ③ 内用薬の規格の剤形の変更(変更不可は除く)
- ④ 湿布や軟膏剤での規格の変更(変更不可は除く)
- ⑤ 処方薬剤の服薬状況などの理由による一包化、またはその削除(一包化不可薬は除く)
- ⑥ 明らかな用法な違いの用法変更(問い合わせが必要な薬剤も一部あり)
- ⑦ 残薬の調整(投与日数を短縮する場合のみ。ただし28日未満にはしない)
※インスリンの減量は除く
- ⑧ 錠剤内服が困難な場合の粉碎対応 ※医薬薬連携情報提供書の提出が必須とする。
- ⑨ 漢方薬1包用量について 1包を分割しない用量への変更は可とする。
- ⑩ ‘プロトコールに基づき変更’のみ前回分のコメントの削除可とする。他のコメントは不可。

2 開始時期について

開始時期:西暦 年 月 日

3 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容変更については必要時協議を行うものとする。

西暦 年 月 日

(甲) 名称:国保匝瑳市民病院
住所:千葉県匝瑳市八日市場1304
代表者氏名:病院長 大嶋 博一 ⑩

(乙) 名称:
住所:
代表者氏名: ⑩